## 公共関与処分場の事業スキーム、候補地選定の進め方

#### 1 事業スキーム

#### (1) 全国の事業主体の状況

全国の公共関与による最終処分場事業主体については、概ね次の5つの形態があるが ④株式会社、⑤その他は、特殊事例のため、①財団法人、②直営、③PFIによる事業 運営が選択肢になるものと考えられる。

事業主体	自治体数	特徴
①財団法人	2 1	●一定の目的のために提供された財産を管理・運営するために設立さ はたは、バングレルなストの
		れた法人が主体となるもの。
②直営 (都道	4	●都道府県が主体となり、自ら資金調達し、施設の設計、建設及び運
府県)		営・維持管理業務をそれぞれ個別に委託し行うもの。
③ PF I選 定事業者	1	●民間の資金と経営能力,技術力を活用し,施設の設計,建設,及び
		運営・維持管理の業務を行う公共事業の手法で、入札方式等により
		選定された事業者が主体となるもの。
④株式会社	1	<ul><li>●廃棄物処理センター制度に基づき、自治体等が出資等を行った株式</li></ul>
		会社が主体となるもの。(沖縄県環境整備センター(株))
(F) 7- (7) /1/h	1	●広域臨海環境整備センター法に基づき設立された認可法人が主体と
⑤その他		なるもの。(大阪湾広域臨海環境整備センター)

## (2) 事業方式の分類

公共関与型最終処分場の事業主体ごとに,事業方式は次のように分類される。 (詳細は別表のとおり)

事業主体	財団法人	県	
	①従来方式	①直営方式	
事業方式	②包括的民間委託方式	②指定管理方式	
争未刀式	③設計・施工・維持管理一括方式	③DBO方式	
	④BTO方式	④PFI方式	

### (3) スキームの選択

事業主体や事業方式の決定に当たっては、具体的な立地場所を選定し、その客観的事実のもと、設計や建設費用等を把握した上で、総合的にメリットが大きい方式を採用することが望ましいが、現段階では判断するに至るまでの情報に乏しいことから、<u>今後、検討を深めていくものとしたい</u>。

# 2 候補地選定の進め方

最終処分場の候補地の選定にあたっては、法的規制、地形的制約条件を考慮し、本懇話会での意見を参考としつつ必要とする施設規模等を決定し、県内全域を対象にして候補地を抽出していく必要がある。このため、基本方針をとりまとめた後、<u>改めて有識者</u>等による意見を聞きながら検討を深めていくものとしたい。

表 1 事業方式の比較【財団法人発注】

	①従来方式	②包括的民間委託方式	③設計・施工・維持管理一括方式	④BTO 方式
事業スキーム	県 財団法人 発注 発注 運営 設計 建設 発注 維持管理 最終処分場	県         財団法人         発注       発注         設計       建設         運営・維持管理         最終処分場	県 財団法人 【基本契約】 企業グループ 設計・建設 運営・維持管理 (SPC)	出資等     財団法人     融資契約
資金調達	財団法人(金融機関等)	財団法人(金融機関等)	財団法人(金融機関等)	民間(金融機関等)
施設整備	財団法人	財団法人	財団法人	民間
施設所有	財団法人	財団法人	財団法人	財団法人(施設整備後に移転)
管理運営	財団法人	民間(複数年度の性能発注)	民間(施設整備との一体的事業)	民間
メリット	<ul> <li>・施設の設計・建設,運営について,財団法人が直接全面的に関わるため,事業の具体的細部に至る主導権を持つことができる。(県の関与は小さい)</li> <li>・利益優先にならず安定した処理料金の設定が可能</li> </ul>	<ul><li>・維持管理運営費用については、長期包括委託に伴うコスト 削減が期待可能</li><li>・利益優先にならず安定した処理料金の設定が可能</li></ul>	・民間が施設整備から運営まで一括して実施することにより、効率性や経営的視点から事業全体をコントロールすることができる。(コスト削減が期待) ・公共が資金調達を行うため、民間(金融機関等)の資金調達に比べて金利コストを縮減できる ・施設整備と維持管理運営が一体となった事業であり、設計の自由度が高く、民間ノウハウの発揮が期待可能 ・利益優先にならず安定した処理料金の設定が可能	・民間事業者が事業主体として施設整備から運営まで一括して実施することにより、効率性や経営的視点から事業全体をコントロールすることができ、民間ノウハウの発揮によるコスト削減が期待できる・財団法人と民間での適切なリスク分担が可能・施設整備費等初期投資について、サービス対価として事業期間中に平準化して支払うことも可能
デメリット	・図面発注のためコスト削減の余地が少ない。民間ノウハウの 発揮する余地が小さい ・財団法人が全ての事業リスクを負うこととなる	・施設の維持管理運営に配慮した施設整備が期待できず、 ライフサイクルコストの削減が期待しにくい	・長期契約による財政・サービスの硬直化が懸念され、柔軟な契約内容の変更を行いにくい	・民間資金調達のため金利コスト増大
既存事例	・クリーンプラザみやぎ((公財)宮城県環境事業公社) ・エコフロンティアかさま((一財)茨城県環境保全事業団) など	・エコアくまもと((公財)熊本県環境整備事業団) ・エコパークかごしま((公財)鹿児島県環境整備公社) など		

表 2 事業方式の比較【県発注】

	衣と「事業力式の比較【県発注】						
	①直営方式	②指定管理方式	③DBO方式	④PFI方式(BTO)			
事業スキーム	発注 発注 運営 設計 建設 発注 維持管理 最終処分場	発注 発注 指定 指定 【指定管理者制度】 建設 運営・維持管理 最終処分場	県 発注 【基本契約】 発注 企業グループ 設計・建設 運営・維持管理 (SPC)	協定			
資金調達	県(一般財源, 起債等)	県(一般財源, 起債等)	県(一般財源, 起債等)	民間(金融機関等)			
施設整備	県	県	県	民間			
施設所有	県	県	県	県(施設整備後に移転)			
管理運営	県	民間(5年ごとに見直し)	民間(施設整備との一体的事業)	民間			
メリット	・他に比べ熟知された手法であるため、プロセス(体制、法律、制度等)が定型化されている ・施設の設計・建設、運営について、県が直接全面的に関わるため、政策的な変更に柔軟に対応できる ・県が県内の状況を考慮して料金を設定することができる	<ul> <li>・維持管理運営について、民間ノウハウの発揮が期待可能</li> <li>・県が県内の状況を考慮して料金を設定することができる</li> </ul>	・民間が施設整備から運営まで一括して実施することにより、効率性や経営的視点から事業全体をコントロールすることができる。(コスト削減が期待) ・県が資金調達を行うため、民間(金融機関等)の資金調達に比べて金利コストを縮減できる ・施設整備と維持管理運営が一体となった事業であり、設計の自由度が高く、民間ノウハウの発揮が期待可能 ・県が県内の状況を考慮して料金を設定することができる	<ul> <li>・民間事業者が事業主体として施設整備から運営まで一括して 実施することにより、効率性や経営的視点から事業全体をコントロールすることができ、民間ノウハウの発揮によるコスト削減 が期待できる</li> <li>・官民での適切なリスク分担が可能</li> <li>・施設整備費等初期投資について、サービス対価として事業期間中に平準化して支払うことも可能</li> <li>・金融機関等による財務等の監視機能が働き、事業安定性が 期待できる</li> </ul>			
デメリット	<ul><li>・事業全体としての効率性や経営的視点から事業をコントロールするメカニズムがなく、コスト削減の余地が少ない。民間ノウハウの発揮する余地が小さい</li><li>・県が事業主体として具体的細部に至る主導権を持つため、全ての事業リスクを負うこととなる</li></ul>		・長期契約による財政・サービスの硬直化が懸念され、柔軟な契約内容の変更を行いにくい	・民間資金調達のため金利コスト増大			
既存事例	<ul><li>・埼玉県環境整備センター(埼玉県)</li><li>・かながわ環境整備センター(神奈川県)</li><li>・東京都</li></ul>	・秋田県環境保全センター(秋田県)		・エコグリーンとちぎ (栃木県)			